

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

第二条 この告示による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（以下「新開示告示」という。）第二条第六項及び第七項の規定は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2 新開示告示第四条第五項において準用する新開示告示第二条第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する半期（四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類については、なお従前の例による。

3 新開示告示第六条の規定は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。